



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 花村

助成金をご存じですか？



企業に対して給付金が支給される助成金制度をご存知ですか。今回と次回は、2回に分けて助成金についてご案内いたします。1回目の本号では、12月に新たに創設された「中小企業緊急雇用安定助成金」と、比較的手軽にご利用いただける「中小企業子育て支援助成金」をご紹介します。

中小企業緊急雇用安定助成金

概要: 景気変動に伴う経済上の理由から業績が悪化し、本来であれば人員削減を実施したい中小企業が、労働者を一時的に休業や教育訓練、出向をさせることにより解雇を回避して雇用を維持した時に、休業手当や賃金の一部を助成。

主な受給条件: 以下の ~ のすべてが必要

最近3ヶ月間の生産量の平均値が、その直前の3ヶ月又は前年同期と比べて減少していること
前期決算の経常利益が赤字であること(生産量の減少が5%以上の場合は不要)

+

休業の場合	出向の場合
・所定労働日の全1日に渡る休業であること または ・従業員全員(注)が一斉に時間単位の休業を行なうこと	3ヶ月以上1年以内の期間であること

(注)雇用保険の被保険者、又は雇用保険未加入者で6ヶ月以上勤務し、かつ週所定労働時間が20時間以上の従業員が対象

受給額:

休業をした場合	休業手当相当額の5分の4(上限あり)
教育訓練を実施した場合	の金額 + 1人1日6,000円
出向させた場合	出向元で負担した賃金の5分の4

上記助成金における中小企業とは、以下に該当する企業です

小売業(飲食業を含む)	資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
サービス業	資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
その他の業種	資本金3億円以下又は従業員300人以下

中小企業子育て支援助成金

概要: 育児休業、短時間勤務制度を実施する従業員数が100人以下の企業で、平成18年4月1日以降に初めて育児休業取得者又は短時間勤務利用者が出たときに助成。支給対象は2人目まで。

主な受給条件: 以下の ~ のすべてが必要

従業員数が100人以下

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ていること

平成18年4月1日以降に、初めて対象となる「育児休業取得者」又は「短時間勤務利用者」が出たこと

受給額

	育児休業の場合	短時間勤務の場合
1人目	100万	6ヶ月以上1年以下 60万円
		1年超2年以下 80万円
		2年超 100万円
2人目	60万	6ヶ月以上1年以下 20万円
		1年超2年以下 40万円
		2年超 60万円



オススメ
比較的受給しやすい助成金です。対象者が出たら是非活用しましょう!

今回のあおぞらLetterでは、その他にどのような助成金があるか、ご紹介いたします